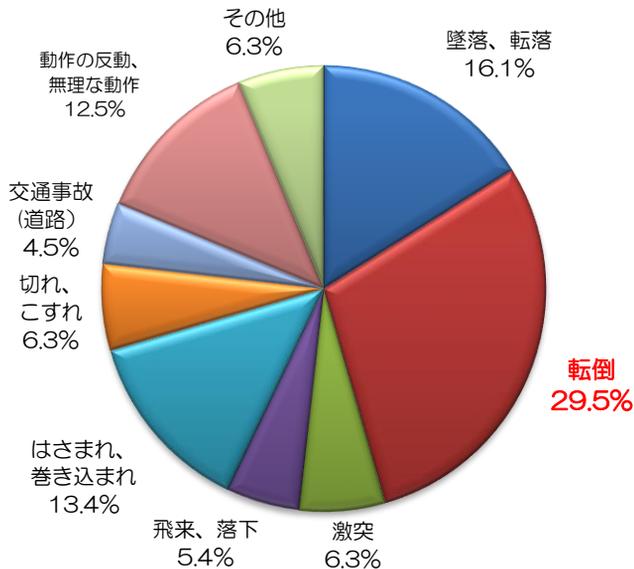




## 令和2年の労働災害発生状況

業種 (13次防重点業種)	発生年	令和元年 (確定値)	令和2年6月末		
		死傷(死亡)	死傷(死亡)	前年 同期比	増減率
全産業		290(0)	112(0)	+5	4.7%
製造業		75	30	+4	15.4%
建設業		37	23	+8	53.3%
土木工事業		13	3	-4	-57.1%
建築工事業		18	12	+5	71.4%
その他建設業		6	8	+7	700.0%
陸上貨物運送事業		40	13	-4	-23.5%
林業		2	1	±0	-
小売業		38	8	-4	-33.3%
社会福祉施設		30	14	+1	7.7%

### 【災害の傾向（事故の型別）】



## STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

7月は重点取組期間です

5月から9月にかけて実施している、STOP!熱中症クールワークキャンペーンは、7月が重点取組期間となっております。各事業場におかれましては、安全衛生委員会や衛生管理者等が中心となり、下記の重点事項を実施してください。

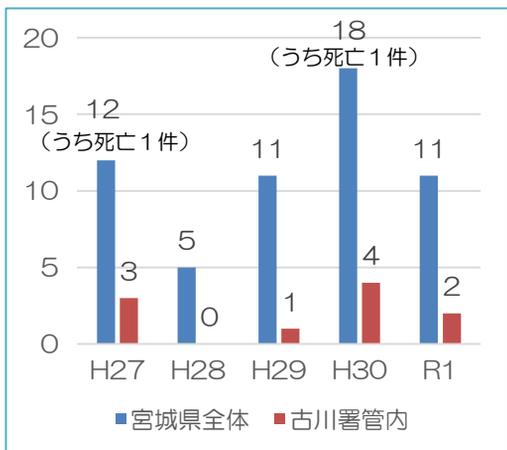
昨年は宮城県内で熱中症が11件発生し、当署管内でも2件発生しました。（内訳：製造業1件、警備業1件）

熱中症は屋外作業で発生するイメージが強いと思われがちですが、熱を発する機械を使用する工場内、通風が不十分な屋内作業などでも発生しますので、十分な対策、労働者に対する熱中症の教育等を徹底し、熱中症予防に努めてください。

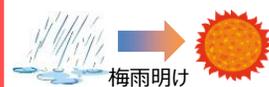
～今年も、マスク着用時の対策も併せてお願いします～

- ① 気温や湿度の高い中でのマスク着用は要注意！
- ② 屋外で周囲の人との十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合はマスクをはずす！
- ③ マスク着用時は負荷のかかる作業を避け、周囲の人との十分な距離をとった上で、適時マスクをはずして休憩を！

### 宮城県内の熱中症発生状況(休業4日以上)



### 重点取組期間（7月1日～7月31日）



- 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょ。
- 特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょ。**
- 水分、塩分を積極的に取りましょ。**
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょ。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょ。
- 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、すぐに救急車を呼びましょ。**



※詳しくは・・・

STOP!熱中症

検索

NEXT →「エイジフレンドリー補助金」のご案内

# 「エイジフレンドリー補助金」のご案内

近年の高齢者の就労拡大に伴い、高齢者の労働災害が増えています。

高齢者が安心して働けるよう、高齢者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消し、働きやすい職場環境を作ることが必要なことから、「エイジフレンドリー補助金」を創設し、職場環境の改善に要した費用の一部を補助することにしましたので是非ご利用ください。

## 対象となる事業者

次の(1)～(3)すべてに該当する事業者が対象です。

- (1) 高年齢労働者(60歳以上)を常時1名以上雇用している
- (2) 下表のいずれかに該当する中小企業事業者  
※労働者数若しくは資本金等のどちらか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります
- (3) 労働保険及び社会保険に加入している

業 種		常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

## 補助金額

補助対象：高年齢労働者のための職場改善に要した経費

補助率：1/2

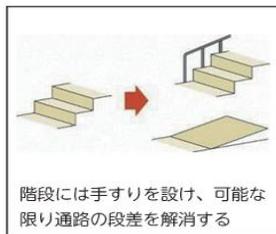
上限額：100万円(消費税を含む)

※この補助金は、事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定を行います(全ての申請者に交付されるものではありません)

## 補助対象となる職場環境の改善対策

- ◆身体機能低下を補う設備・装置の導入
- ◆働く高齢者の健康や体力の状況の把握等
- ◆安全衛生教育
- ◆その他、働く高齢者のための職場環境の改善対策

### 【改善の例】



※詳しくは・・・

エイジフレンドリー補助金

検索



## 二次健康診断等給付制度をご活用ください

二次健康診断等給付とは、労働安全衛生法に基づいて行われる定期健康診断において、**脳・心臓疾患に関連する一定の項目**(血圧検査・血中脂質検査・血糖検査・腹囲の検査またはBMIの測定)に異常所見がある場合に、**無料で精密検査や保健指導が受けられる**労災保険給付です。

脳・心臓疾患の予防のため、積極的な活用をお願いします。

※詳しくは・・・

二次健康診断

検索

労基署は「転ばぬ先の杖」ご不明な点や悩みごとがあればお気軽に御相談ください。

労働時間・残業代・労働条件関係は「監督課」、労働災害防止・健康確保対策関係は「安全衛生課」、労働保険料・労災保険関係は「労災課」が窓口となります。TEL:0229-22-2112